

高等学校学習指導要領解説Q&A 芸術科（音楽）



教
学
一
如

教えることは学ぶことである
学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

学習指導要領解説Q & Aについて

平成30年3月に公示された学習指導要領について、「教科の『見方・考え方』を働かせる授業ってどんな授業？」「知識の理解の質を高めるとは、どういうこと？」といった先生方の疑問や知りたいことなどを、教科等別に解説するためQ & A形式でまとめました。

改訂された学習指導要領は、これまでとどんなところが変わったのかをまとめています。



1 ダイジェスト

見開きで改訂のポイントをまとめてあるので、教科等の授業を行う上で大事なことは何かがすぐに分かります。

2 Q&A

コラム欄やワンポイントアドバイス、図、表などを取り入れ、分かりやすく読みやすい内容で解説しています。

Q 5 内容Bの食生活「(2) 調理の基礎」で、ゆでる材料、じゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A 5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものゆでることによってかさが減るものは、多くの量を食べることができ調理の特性を理解できるようにするためです。

「教科等の目標や内容」、「主体的・対話的で深い学びの授業改善」等について、Q & A形式で分かりやすく解説しています。

ここには、「答え（Answer）」に係る補足説明や参考資料などが掲載してあるので、「答え」の理由や根拠などが分かります。

家庭科 (小学校)

Q 5 内容Bの食生活「(2) 調理の基礎」で、ゆでる材料として「野菜やじゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A 5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものがあること、ゆでることによってかさが減るものは、多くの量を食べることができる、などの調理の特性を理解できるようにするためです。

ワンポイントアドバイス

材料にゆでるだけで済ませるのではなく、煮込みや蒸らすなど、食べやすさやおいしさのために加熱の仕方によってゆでることを理解し、適切なゆでることができるようにします。「ゆでる」という言葉と「ゆでる」という調理法を関連付けて考えることが大切です。「ゆでる」と「ゆでる」という言葉の意味、例として「ゆでる」という調理法も考えられます。調理の特性を理解できるようにするためには、どのような材料がゆでることができるかを考えてみましょう。

3. 「かさが減る」などの調理に関する言葉を関連付けて理解する学習活動が実施できるように配慮します。

4. 調理に関する食品は、身近な食品で取りやすく、調理の基礎的な事項を学ぶ上で、適切な材料、手順、器具などのある児童の発達状況を考慮して選択します。

小学校で扱う調理の仕方には、ゆでるだけでなく、「いため方」があります。ゆでるだけでなく、ゆでる調理の目的に応じてゆでることを理解し、適切な調理法を選び、ゆでることができるようになります。例えば、野菜をゆでかきであること、調理時間が長くなるゆでることに気付くようにするなど、調理の目的によって適切な調理法を選択できるようにしていきます。

また、いくつかの材料を組み合わせて調理し、材料に応じてゆでるか蒸らすか、水の量や火の強さを適切に調整したり、あらかじめゆでるものをゆでるという点について学習します。

ゆでる、いためるといった調理の仕方の理解に当たっては、実習や実習を取り入れ、ゆでるだけでなくゆでる調理の様子について学ぶことができるようにします。例えば、ゆでるだけでなく、煮込み調理を実施するために、ゆで時間を定めて調理を行います。色、味などを観察する活動を取り入れるなど、気付いたことを実習を通じて言葉で表現する活動などが考えられます。

3 活用法

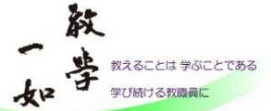
日頃の授業や校内研修、教科等別の教育研究会等で是非活用してください。必要な部分だけでも印刷・ダウンロードできます。

新学習指導要領解説Q & A【高等学校 芸術科（音楽）編】

目次

Q1	芸術科(音楽)の目標は,どのように示されていますか。	1
Q2	芸術科(音楽)において育成を目指す資質・能力は,どのように整理されていますか。	2
Q3	音楽的な見方・考え方とは,どういうことですか。	3
Q4	科目の目標は,どのように整理されたのですか。	4
Q5	芸術科(音楽)の内容は,どのように構成されていますか。	5
Q6	表現領域の歌唱分野の内容は,どのように構成されていますか。	6
Q7	表現領域の器楽分野の内容は,どのように構成されていますか。	7
Q8	表現領域の創作分野の内容は,どのように構成されていますか。	8
Q9	鑑賞領域の内容は,どのように構成されていますか。	9
Q10	〔共通事項〕の内容は,どのように構成されていますか。	10
Q11	芸術科(音楽)において「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善を行うための視点は,どのようなものですか。	11
Q12	障害のある生徒の様々な困難さに応じた指導の工夫は,どのようなものが示されていますか。	12
Q13	「内容の取扱い」で新設や変更があった項目は,どのような内容ですか。	13

高等学校芸術科(音楽)改訂のポイント



Point1 生徒が教科としての音楽を学ぶ意味の明確化



今回の改訂で、音楽科の学習を通して育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力」と示すことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確に示しています。

生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力とは

主体的・協動的に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育み、感性を高めることです。

- ・表現や鑑賞の活動に取り組む中で個々の学びを深め、自分の生活や社会に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好すること
- ・音や音楽の美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取れるようにすること

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力、人間性等の涵養

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養うことです。

- ・音楽を生活や社会の中に取り入れ、明るく豊かな生活を送ることを目指す態度を養うこと
- ・中学校音楽科の学習を基礎にして、高度な普通教育である芸術科音楽を学ぶ意味に関わるものであること

生きて働く
知識及び技能の習得

何を理解しているか
何ができるか

未知の状況にも対応できる
思考力、判断力、表現力等
の育成

理解していること・できる
ことをどう使うか

曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにすることです。

- ・音楽を形づくっている要素などの働きについて実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができる知識のこと
- ・創意工夫の過程でもった音楽表現に対する思いや意図に応じて、その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のこと

自己のイメージをもって創意工夫することや、評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにすることです。

- ・試行錯誤しながら、表したい音楽表現について考え、どのように表現するかについて表現意図をもつこと
- ・曲想を感じ取りながら、自己のイメージや感情を音楽の構造や文化的・歴史的背景などと関わらせて捉え直し、その音楽の意味や価値などについて評価しながら聴くこと

Point2 音楽科で育成する「知識」の明確化

これまでは音楽科で育成する「知識」が明確に示されてこなかったことから、指導者の捉え方が曖昧で、記号や用語などの名称や意味を記憶することなどが、知識の習得に当たるとして指導される傾向にありました。今回の改訂で、音楽科における「知識」とは、生徒が音楽を形づくっている要素などの働きについて理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるような知識であると明確に示されました。



音楽科における「知識」とは

- ・曲名や曲が生まれた背景に関するエピソード、音符、休符、記号や用語の名称など、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではないこと
 - ・生徒一人一人が、体を動かす活動などを含むような学習過程において、音楽に対する感性などを働かせて感じ取り、理解したものであり、個々の感じ方や考え方などに応じて習得されたり、新たな学習過程を通して、既習の知識と結び付いて更新されたりしていくもの
 - ・その音楽に固有の雰囲気や表情、味わいなどを感じ取りながら、自己のイメージや感情と音楽の構造(音楽を形づくっている要素の表れ方や、音楽を特徴付けている要素と音楽の仕組み)や背景などとの関わりを、生徒が実感を伴って捉え、理解すること
- ※ 音楽の構造などの「など」には、歌唱分野における「歌詞の内容」も含む。

Point3 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善



題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、芸術科「音楽Ⅰ～Ⅲ」の特質に応じた学習の充実を図ることが求められています。

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【「主体的な学び」の実現のために】

- 音楽によって喚起されるイメージや感情を自覚させる。
 - イメージや感情を喚起させるための要因となった音楽的な特徴を探ったり、楽曲の背景との関わりを考えたりする原動力となる。
 - 表したい音楽表現や音楽のよさや美しさなどを見いだすことに見通しをもてる。
- 創意工夫して表現したり味わって聴いたりする過程でもったイメージや感情の動きを振り返り、音や音楽が自分の感情にどのような影響を及ぼしたかを考える。
 - 学んでいること、学んだことの意味や価値を自覚できる。
 - 次の学びにつながる。

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



【対話的な学び】

生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【「対話的な学び」の実現のために】

- 一人一人が「音楽的な見方・考え方」を働かせ、音楽表現をしたり音楽を聴いたりする過程において、互いに気付いたことや感じたことなどを言葉や音楽で伝え合い、音楽的な特徴について共有したり、共感したりする。
 - 客観的な根拠を基に他者と交流し、自分なりの考えをもったり、音楽に対する価値意識を構築したりしていくことができる。

「主体的・対話的で深い学び」は、

- × 主体的な活動や対話的な活動を行うことによって深い学びを実現する。
- 学習・指導を捉え直す授業改善の視点である「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」を一つにまとめた言葉。一体として改善を図る。



【深い学び】

各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【「深い学び」の実現のために】

- 生徒が音や音楽と出会う場面を大切にし、一人一人が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、音楽と主体的に関わるようにする。
 - ・ 例えば、器楽表現を創意工夫する場面で、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、演奏したり聴いたり楽譜から読み取ったりして気付いたことを、音楽的な特徴に関わることと曲想に関わることに分けて板書し、相互の関わりについて考えたり、新たな知識・技能を得たり、新たに得た知識・技能と考えたこととを関連付けたり組み合わせたりできるようにする。

「**音楽的な見方・考え方を働かせる**」とは、生徒が自ら音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えることです。

Point4 (共通事項)の新設

今回の改訂で〔共通事項〕として、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力が示されました。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

指導に当たっては、音楽活動を通してこれらの働きを生徒が実感できるように配慮する必要があります。



芸術科（音楽）

（高等学校）

Q 1 芸術科（音楽）の目標は、どのように示されていますか。

A 1 従前は、芸術科の目標を受けた科目の目標を総括目標として一文で示していましたが、今回の改訂では、柱書に続いて三つの柱に沿って目標が示されています。

「第2章 各科目 第1節 音楽Ⅰ 2目標」

※「音楽Ⅰ」を例示

音楽の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。（柱書）

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

- 1 冒頭の一文（柱書）において、芸術科の目標を受け、芸術科（音楽Ⅰ）において育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力」と規定し、それらの資質・能力の育成を目指す教科であることを示しています。
- 2 「音楽の幅広い活動を通して」とは、歌唱、器楽、創作の各表現活動と鑑賞活動を通して学習が行われることを前提としています。我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として用いるなどして、生徒が幅広く音楽に関わるようにするとともに、生徒が音楽に対し、多様な観点から主体的に関わりをもつようにすることが重要であることを示しています。
- 3 「音楽的な見方・考え方」とは、感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けることであると考えられます。芸術科音楽の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽を学ぶ本質的な意義の中核をなすものです。
この「音楽的な見方・考え方」については、**Q 3**で詳しく示しています。
- 4 「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力」は、(1)、(2)及び(3)に示しています。(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解することが「知識」の習得に関する目標、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けることが「技能」の習得に関する目標です。「技能」の習得に関する目標は、表現領域のみに該当するものです。(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、「自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫すること」は表現領域、「音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴く」ことは鑑賞領域に関する目標です。(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を示したものであり、「音楽文化に親しみ」とは、音楽と人々の生活などとの関わりに関心を持ち、我が国の音楽に愛着をもったり、世界の様々な音楽の多様性を認め大切にしたりすることです。

芸術科（音楽）

（高等学校）

Q 2 芸術科（音楽）において育成を目指す資質・能力は、どのように整理されていますか。

A 2 資質・能力は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理されています。

1 「知識及び技能」

何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識及び技能」の習得）

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり及び表現方法、音楽様式、伝承方法の多様性などの音楽文化について理解することや、音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽表現上の働きと関わらせて理解すること など
- (2) 個性を生かした音楽表現を創意工夫したり、表現意図を音楽で表現したりするための技能を身に付けること など

2 「思考力、判断力、表現力等」

理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成）

- (1) 感性を働かせ、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、知識や技能を得たり活用したりして音楽表現を創意工夫し、楽曲の背景などと関わらせながら表現意図を創造すること など
- (2) 感性を働かせ、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、知識を得たり活用したりして音楽を自分なりに解釈したり、音楽と生活及び社会などとの関連から音楽を捉えたり、自分や社会にとっての価値を考えたりし、よさや美しさを味わい、音楽の意味や価値を創造すること など

3 「学びに向かう力、人間性等」

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養）

- (1) 音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取る感性
- (2) 協働して音楽活動する喜びの自覚
- (3) 芸術としての音楽の学習に主体的に取り組む態度
- (4) 生涯にわたり音楽を愛好する心情
- (5) よりよい音環境を求める態度
- (6) 音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにする態度
- (7) 我が国及び諸外国の音楽文化を尊重する態度
- (8) 美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心としての情操 など

※ 参考 中央教育審議会答申（平成28年12月）「音楽科、芸術科（音楽）別添資料8-1」

Q 3 音楽的な見方・考え方とは、どういうことですか。

A 3 音楽的な見方・考え方とは、「感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けること」です。

1 「感性」とは

音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働きを意味しています。芸術科音楽の学習は、生徒が音や音楽の存在に気付き、それらを主体的に捉えることによって成立します。生徒が、音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして自ら音や音楽を捉えていくとき、生徒の感性が働いています。その学習を積み重ねることによって音楽的な見方・考え方は広がったり深まったりするなどし、その後の人生においても生きて働くものとなります。

2 「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」とは

音や音楽を捉える視点を示しています。音や音楽は、そこに鳴り響く音響そのものを対象として、音楽がどのように形づくられているか、また音楽をどのように感じ取るかを明らかにしていく過程を経ることによって捉えることができます。芸術科音楽の学習では、このように音や音楽を捉えることが必要です。その支えとなるものが、従前、「音楽Ⅰ」の「A表現」の(1)から(3)のエ、「B鑑賞」のイで示していた「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」することです。

3 「自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付ける」とは

音や音楽は、音響そのものとして存在するとともに「自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景など」との関わりの中で、人間にとって意味あるものとして存在しています。したがって、音や音楽と、音や音楽によって喚起される自己のイメージや感情との関わり、音楽の文化的・歴史的背景などとの関わりについて考えることによって、音楽表現を創意工夫したり音楽を解釈し評価したりするなどの学習が、一層深まっていきます。

「音楽的な見方・考え方が働いているとき」とは

生徒が自ら感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などとを関連付けて考えているときのことで。

※ 「音楽的な見方・考え方」については、「第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 第1 指導計画作成上の配慮事項」でも示されています。



Q 4 科目の目標は、どのように整理されたのですか。

A 4 「音楽Ⅱ」及び「音楽Ⅲ」においては、それぞれの学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとして、「音楽Ⅰ」と同様に整理されました。

1 柱書の目標

「音楽Ⅰ」では「音楽の幅広い活動を通して」が、「音楽Ⅱ・Ⅲ」では「音楽の諸活動を通して」となり、「音楽文化と幅広く関わる資質・能力」が「深く関わる資質・能力」となっています。これは、「音楽Ⅱ・Ⅲ」で表現領域の歌唱・器楽・創作のうち一つ以上を選択して扱うことで、鑑賞領域とともに学習を質的に深めて行くことを示しています。

2 「知識及び技能」の習得に関する目標

「知識」に関することについては、「音楽Ⅰ」では「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解する」が、「音楽Ⅱ」では「理解を深める」となっています。これは、更に学習を充実させることによって、一層理解を深められるようにすることを示しています。また、「音楽Ⅰ・Ⅱ」では「音楽の多様性」が、「音楽Ⅲ」では「音楽文化の多様性」になっています。これは、音楽を文化として捉えることによって、音楽の多様性の理解を、音楽文化の多様性の理解につなげていくことが重要であることを示しています。

「技能」に関することについては、「音楽Ⅰ・Ⅱ」では「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付ける」が、「音楽Ⅲ」では「創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現」となっています。これは、創意工夫したことが他者にどのように伝わるのかという視点を持ち、より効果的に表すことができるような技能の習得を目指すことを示しています。

3 「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標

表現領域に関しては、「音楽Ⅰ」では「自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫する」が、「音楽Ⅱ」では「個性豊かに」、音楽Ⅲ」では「音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに」となっています。これは、自分の持ち味を生かした音楽表現について考え、様々な知識や技能を関連させ、表現意図を明確にしていくことを求めています。

鑑賞領域では、「音楽Ⅰ」では「音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴く」が、「音楽Ⅱ」では「深く味わって聴く」、音楽Ⅲ」では「音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら、深く味わって聴く」となっています。これは、生徒一人一人の個別的な深化を図ることが重要であることを示しています。

4 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標

「音楽Ⅰ・Ⅱ」では「感性を高め、音楽文化に親しみ」が、「音楽Ⅲ」では「感性を磨き、音楽文化を尊重し」となっています。これは、感性を一層洗練させるとともに、音楽が人々の暮らし、地域の風土、文化や歴史などの影響を受け、社会の変化や文化の発展とともに生まれ、育まれてきたことを感じ取り、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重する態度を養うことを示しています。

芸術科（音楽）

（高等学校）

Q 5 芸術科（音楽）の内容は、どのように構成されていますか。

A 5 芸術科（音楽）の内容は、「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び【共通事項】で構成されています。

「A表現」は、歌唱、器楽、創作の三つの分野からなります。また、今回新たに【共通事項】として、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力が示されました。

また、育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿った整理を踏まえ、それぞれの内容は以下のように構成しています。

「A表現」の内容

(1) 歌唱分野, (2) 器楽分野, (3) 創作分野

ア 思考力, 判断力, 表現力等に関する資質・能力

イ 知識に関する資質・能力

ウ 技能に関する資質・能力

「B鑑賞」の内容

ア 思考力, 判断力, 表現力等に関する資質・能力

イ 知識に関する資質・能力

【共通事項】の内容

ア 思考力, 判断力, 表現力等に関する資質・能力

イ 知識に関する資質・能力



三つの柱のうち、「知識及び技能」は、「知識」と「技能」に分けて示しています。また、「学びに向かう力, 人間性等」については方向目標という意味合いが強いことから、目標においてまとめて示し、事項に示していません。

芸術科音楽の学習においては、音楽活動を通して、「知識及び技能」及び「思考力, 判断力, 表現力等」を一体的に身に付けられるようにしていくことが大切です。別々に育成したり、「知識及び技能」を習得させてから「思考力, 判断力, 表現力等」を育成するといった一定の順序性をもって指導したりするものではないことに留意する必要があります。

【共通事項】が置かれている趣旨は、芸術科音楽における「思考力, 判断力, 表現力等」に関する資質・能力である。音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることができるようにすることです。従前の趣旨を継承しつつ、【共通事項】として新たに示すことによって、その趣旨と重要性を一層明確にしました。

Q 6 表現領域の歌唱分野の内容は、どのように構成されていますか。

A 6 歌唱分野の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に分けて構成されています。

A 表現

※「音楽Ⅰ」を例示

(1) 歌唱

歌唱に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって歌唱表現を創意工夫すること。（思考力、判断力、表現力等）

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。（知識）

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞、文化的・歴史的背景との関わり

(イ) 言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

(ウ) 様々な表現形態による歌唱表現の特徴

ウ 創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。（技能）

(ア) 曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

(イ) 他者との調和を意識して歌う技能

(ウ) 表現形態の特徴を生かして歌う技能

これまでは、ア「曲想、歌詞の内容、楽曲の背景」、イ「曲種に応じた発声の特徴」、ウ「様々な表現形態による歌唱の特徴」、エ「音楽を形づくっている要素」の内容からなる四つの事項で示していました。

今回の改訂では、〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力、ウ「技能」に関する資質・能力の3点から現行の内容を整理しました。

歌唱の学習は、ア、イの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上、ウの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定して行うよう示しています。

また、これまで独立して示していなかった「知識」をイに位置付けています（器楽・創作分野も同様）。芸術科音楽における「知識」は、単に新たな事柄を知ることのみ留まるものではありません。生徒一人一人が、学習の過程において、感性を働かせて感じ取り、理解するものであり、個々の感じ方や考え方等に応じて習得されたり、新たな学習の過程を通して、既習の知識と新たに習得した知識とが結びつくことによって再構築されたりするものです。

このことを踏まえ、「知識」に関する指導事項を「○○と□□の関わり」のように示し、○○と□□の間にはどのような関わりがあるのかを捉え、理解できるようにすることが「知識」の習得であることを明確にしています。このように習得された「知識」は、その後の学習や生活においても活用できるものになると考えられます。

Q 7 表現領域の器楽分野の内容は、どのように構成されていますか。

A 7 器楽分野の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に分けて構成されています。

A 表現

※「音楽Ⅰ」を例示

(2) 器楽

器楽に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって器楽表現を創意工夫すること。（思考力、判断力、表現力等）

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。（知識）

(ア) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり

(イ) 曲想と楽器の音色や奏法との関わり

(ウ) 様々な表現形態による器楽表現の特徴

ウ 創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。（技能）

(ア) 曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能

(イ) 他者との調和を意識して演奏する技能

(ウ) 表現形態の特徴を生かして演奏する技能

これまでは、ア「曲想、楽曲の背景」、イ「楽器の音色、奏法の特徴」、ウ「様々な表現形態による器楽の特徴」、エ「音楽を形づくっている要素」の四つの内容で構成されていました。

今回の改訂では、〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力、ウ「技能」に関する資質・能力の3点から現行の内容を整理しました。

器楽の学習についても、歌唱と同様、ア、イの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上、ウの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定して行うよう示しています。

「知識」に関する事項についても、歌唱と同様、「〇〇と□□との関わりについて理解すること」と独立して示しています。

また、「技能」に関する事項については、「A表現」の三つの分野にのみ「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」として示しており、これは、技能が、生徒にとって表現意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めています。生徒が表現意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要があります。

Q 8 表現領域の創作分野の内容は、どのように構成されていますか。

A 8 創作分野の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に分けて構成されています。

A 表現

※「音楽Ⅰ」を例示

(3) 創作

創作に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって創作表現を創意工夫すること。（思考力、判断力、表現力等）
- イ 音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴について、表したいイメージと関わらせて理解すること。（知識）
- ウ 創意工夫を生かした創作表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。（技能）
 - (ア) 反復、変化、対照などの手法を活用して音楽をつくる技能
 - (イ) 旋律をつくったり、つくった旋律に副次的な旋律や和音などを付けた音楽をつくったりする技能
 - (ウ) 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、変奏や編曲をする技能

これまでは、ア「音階、旋律、和音等」、イ「音素材の特徴、構成原理」、ウ「変奏、編曲」、エ「音楽を形づくっている要素」の四つの内容で構成されていました。

今回の改訂では、〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力、ウ「技能」に関する資質・能力の3点から現行の内容を整理しました。

創作の学習は、ア、イ、ウの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定して行うこととなります。

これまで独立して示していなかった「知識」がイに位置付けられているのは、他の分野同様ですが、創作分野においては「表したいイメージと関わらせて理解すること」と示し方が異なります。これは、イに示す「音素材、音を連ねたり重ねたりしたときの響き、音階や音型などの特徴及び構成上の特徴」などと、生徒が自己の内面に構築したイメージとを関わらせて理解することが重要であるためです。

ウの(イ)において、これまでは「音階を選んで旋律をつくる」と示していたのを「旋律をつくる」としているのは、旋律をつくる手順には、あらかじめ音階を選んで旋律をつくる、表したいイメージをもって特定の音階によらない旋律をつくるなど、様々な手順が考えられるため、今回の改訂では「旋律をつくる」と示しています。

なお、ウに示す「技能」は、旋律や音楽をつくるために必要な技能であり、つくった作品を演奏することができる技能ではないことに留意する必要があります。

芸術科（音楽）

（高等学校）

Q 9 鑑賞領域の内容は、どのように構成されていますか。

A 9 鑑賞領域の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に分けて構成されています。鑑賞領域には、「技能」に関する内容はありません。

B 鑑賞

※「音楽Ⅰ」を例示

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを自ら味わって聴くこと。(思考力、判断力、表現力等)

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 自分や社会にとっての音楽の意味や価値

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。(知識)

(ア) 曲想や表現上の効果と音楽の構造との関わり

(イ) 音楽の特徴と文化的・歴史的背景、他の芸術との関わり

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴

(内容の取扱い)

(8) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

これまでは、ア「声や楽器の音色の特徴」、イ「音楽を形づくっている要素」、ウ「文化的・歴史的背景、作曲家及び演奏者による表現の特徴」、エ「我が国や郷土の伝統音楽の種類と特徴」の四つの内容で構成されていました。

今回の改訂では、〔共通事項〕に示す資質・能力と併せて、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力の2点から現行の内容を整理しました。

鑑賞の学習については、アの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上、イの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち一つ以上の各事項を組み合わせた題材を設定して行うよう示しています。

また、(内容の取扱い)の(8)において、批評する活動が示されています。芸術科音楽における批評とは、音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し他者と伝え合い、論じ合うことであり、主体的・協働的な学習に必要なものです。評価の根拠をもって批評することは創造的な行為です。批評する活動を取り入れることは、生徒が自ら感性を働かせて、その音楽のよさや美しさなどを一層深く味わって聴くとともに、音楽文化に対する理解を深めていくことにつながっていきます。

芸術科（音楽）

（高等学校）

Q10（共通事項）の内容は、どのように構成されていますか。

A10（共通事項）の内容は、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示しています。

〔共通事項〕

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。（思考力、判断力、表現力等）

イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。（知識）

この事項は、芸術科音楽における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることができるようにすることをねらいとしているもので、今回の改訂で新設された事項です。

アについて、これまでは、指導事項の一つとして「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して」「歌うこと」、「演奏すること」、「音楽をつくること」、「鑑賞すること」のように、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に示し、他の事項の指導に当たっては、この事項と関連付けて指導することが重要であることを解説していました。今回の改訂では、これまでの趣旨を継承しつつ、〔共通事項〕として新たに示すことによって、その趣旨と重要性を一層明確にしました。なお、音楽を形づくっている要素は、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などです。指導に当たっては、様々な要素が関連し合っ音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切です。

イについては、今回の改訂で新たに示した事項です。音楽を形づくっている要素に加え、用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)及び中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2の(10)に示すものに加え、指導のねらいに照らして必要となるものを含んでいます。指導に当たっては、小学校及び中学校の学習指導要領で確認するとともに、アの学習と関連付けるなどして適切に選択して取り扱い、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮する必要があります。

芸術科（音楽）

（高等学校）

Q11 芸術科（音楽）において「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善を行うための視点は、どのようなものですか。

A11 音楽的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動の関連を図るなどして、芸術科音楽の特質について理解するとともに、創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりする過程を大切に学習の充実を図ることで。

指導計画作成上の配慮事項 1 (1)

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、各科目における見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。

芸術科音楽の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要です。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められます。

また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要です。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。各教科等の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。

音楽的な見方・考え方を働かせるとは、生徒が感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きで捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けて考えることです。

芸術科（音楽）

（高等学校）

Q12 障害のある生徒の様々な困難さに応じた指導の工夫は、どのようなものが示されていますか。

A12 学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示しており、芸術科音楽における「指導計画作成上の配慮事項」として下の内容が示されています。

- ・ 音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。
なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要があります。

高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要です。

その際、芸術科音楽の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要です。

Q13 「内容の取扱い」で新設や変更があった項目は、どのような内容ですか。

A13 「音楽Ⅰ」のみ、新設が1項目、変更が4項目で、下の内容です。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、（共通事項）を要として各領域や分野の関連を図るものとする。（下線部を追加）

これは、一題材の学習において、主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などを共通に設定して、複数の領域や分野を関連させた一題材を構想したり、学びの連続性や系統性などをねらって複数の題材の配列の仕方を工夫したりすることです。

(4) 内容の（共通事項）は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。（新設）

Q10参照

(8) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

（下線部を追加）

これは、言葉によるコミュニケーションを適切に位置付けることによって、音や音楽によるコミュニケーションを充実させることができ、生徒一人一人の音楽に対する価値意識を広げることにつながるとともに、生徒の学習意欲の喚起や学習内容の定着にもつながることをねらいとしています。

(10) 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫する。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫する。（下線部を追加）

これは、音楽の学習を通して、音や音楽が生活や社会に与える影響などを考え、よりよい音環境を希求する意識を高めることをねらっており、指導に当たっては、例えば、心地よさや不快な感じ、静寂や騒々しさなど、その音や音楽が醸し出す質感を感じ取ったり味わったりして、人間にとっての音や音楽の存在意義などを考え、音環境への関心が高まるよう配慮することが大切です。

(11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

（下線部を追加）

これは、著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成と、音楽に関する知的財産の保護と活用に関して配慮することを示しています。

指導に当たっては、インターネットを通じて配信されている音楽も含め、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それを創作した著作者や実演家等がいること、音楽作品が著作物であり知的財産であること、知的財産を教材として活用することで音楽の幅広い活動が行えることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすることが大切です。

※ 詳細は、文化庁長官官房著作権課作成「学校における教育活動と著作権」参照

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf（ダウンロード可）